

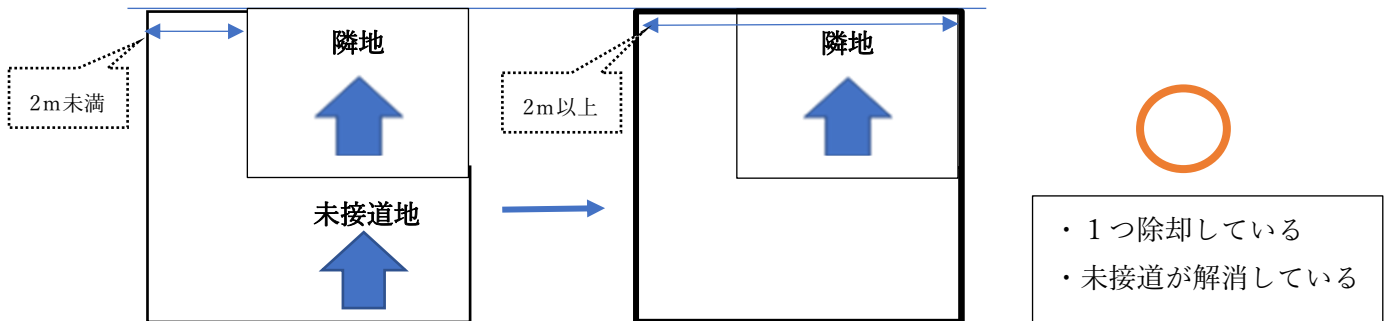
<未接道地>

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条

第1項（幅員4m以上の道路法の道路。国道・県道・市道・区道など）又は、
第2項（幅員1.8m～4m未満の道路。セットバック必要道路。）に規定する道路に
2m以上接しない私有地。

※林道・里道・農道・民地は該当しない。

建築基準法第42条 第1項 又は 第2項



建築基準法第42条 第1項 又は 第2項

